

境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、境港市国内商談会等参加支援補助金（以下「本補助金」という。）について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本補助金は、市内中小企業者の国内商談会等への参加を支援することにより、製品、技術等の販路や受注の拡大を促進し、もって本市の産業振興を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- （2）国内商談会等 国内で開催される商談会、展示会その他これらに類する会（インターネットを活用して実施される対面型でないものを含む。）であって、製品、技術等の販路や受注の拡大が見込まれるものをいう。ただし、物品販売を伴うものを除く。

（補助対象者）

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）境港市内に事業所を有する（個人にあっては、あわせて住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている）中小企業者であること。
- （2）境港市税の滞納がないこと。
- （3）役員等（会社にあっては非常勤を含む役員、個人にあっては当該個人）が境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が補助対象者とするのが適当でないと認める者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国内商談会等への参加に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、次に掲げるものとする。

- （1）出展料（インターネットを活用して実施される対面型でない国内商談会等にあつては、参加料、登録料及びページ掲載料）

(2) 小間の装飾費及び備品等リース料

(3) 物品の輸送費

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の合計額以内とし、5万円を上限として予算の範囲内で交付する。この場合において、他団体から補助金等の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の額を控除し、本補助金の額を算出するものとする。

2 複数の補助対象者が共同で参加する場合、それぞれの補助対象者に本補助金を交付するものとする。この場合において、それぞれの補助対象者に交付する本補助金の額は、共同で参加する場合に要する補助対象経費の合計額を共同で参加する者の数で除した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とし、5万円を上限とする。

(補助金の利用回数)

第7条 本補助金を同一年度に利用できる回数は、同一の補助対象者につき2回までとする。この場合において、回数の算出は、参加する国内商談会等の開催日をもって行うものとする。

2 前条第2項の場合、前項の規定はそれぞれの補助対象者に適用するものとする。

(補助対象者の指定)

第8条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、境港市国内商談会等参加支援補助金補助対象者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 参加する国内商談会等の概要が分かる書類

(4) 国内商談会等に参加することが分かる書類

(5) 製品、技術等の概要が分かる書類

(6) 境港市税の納付状況調査同意書（様式第4号）

(7) 住民基本台帳の登録状況調査同意書（様式第5号。個人の場合）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、参加しようとする国内商談会等が開催される7日前までに行わなければならない。ただし、やむを得ないと認める事情がある場合はこの限りでない。

3 市長は、第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助対象者の指定（以下単に「指定」という。）を行い、境港市国内商談会等参加支援補助金対象者指定通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

(指定の辞退)

第9条 指定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに境港市国内商談会等参加支援補助金補助対象者指定辞退届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（1）指定に係る国内商談会等への参加を取り止めたとき。

（2）第4条に定める要件を満たさなくなったとき。

（補助対象経費の変更）

第10条 補助事業者は、補助対象経費について、指定を受けた日から次条に規定する交付申請を行う日までの間に、本補助金の増額を伴う変更が生じたときは、あらかじめ境港市国内商談会等参加支援補助金補助対象者指定変更承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、境港市国内商談会等参加支援補助金補助対象者指定変更承認通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 補助事業者は、参加した国内商談会等の開催日又は補助対象経費の支払いを完了した日のいずれか遅い方の日から30日以内に、境港市国内商談会等参加支援補助金交付申請書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認める事情がある場合はこの限りでない。

（1）事業報告書（様式第11号）

（2）収支決算書（様式第12号）

（3）国内商談会等への参加状況が分かる写真等

（4）補助対象経費に係る領収書等の写し

（5）境港市税の納付状況調査同意書（様式第4号）

（6）住民基本台帳の登録状況調査同意書（様式第5号。個人の場合）

（7）役員等名簿（様式第13号）

（8）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第12条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、本補助金の交付決定を行い、境港市国内商談会等参加支援補助金交付決定通知書（様式第14号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 規則第9条の実績報告書の提出は、要しないものとする。

（支払請求）

第14条 補助事業者は、本補助金の支払を請求しようとするときは、境港市国内商談会等参加支援補助金支払請求書（様式第15号）に、第12条の交付決定通知

書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第15条 補助事業者は、国内商談会等に参加したことを契機とした商談の状況について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、境港市国内商談会等参加支援補助金に係る商談状況報告書（様式第16号）により市長に報告しなければならない。

（1）中間報告 参加した国内商談会等の開催日から起算して3か月を経過した日

（2）最終報告 参加した国内商談会等の開催日から起算して6か月を経過した日

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に第8条第3項に規定する指定を受けた者に適用し、同日前に指定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

境港市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

境港市国内商談会等参加支援補助金補助対象者指定申請書

次のとおり補助対象者の指定を受けたいので、境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 補助事業の名称 境港市国内商談会等参加支援事業

2 添付書類

（1）事業計画書（様式第 2 号）

（2）収支予算書（様式第 3 号）

（3）参加する国内商談会等の概要が分かる書類（要項・パンフレット等）

（4）国内商談会等に参加することが分かる書類（参加申し込みの写し等）

（5）製品、技術等の概要が分かる書類（パンフレット等）

（6）境港市税の納付状況調査同意書（様式第 4 号）

（7）住民基本台帳の登録状況調査同意書（様式第 5 号。個人の場合）

事業計画書

1 申請者の概要

法人名・屋号			
代表者職・氏名			
所在地	〒 ー		
従業員数	名（うちパート・アルバイト： 名）		
業 種		資本金	万円
連 絡 先			
担当者名			
電話番号			
FAX番号			
E-mail			

2 事業の概要

(1) 国内商談会等の概要	
名 称	
開催場所	
開催日程	
そ の 他	<u>※複数の事業者が共同で参加する場合は、この欄に他の参加事業者を記載してください。</u>
(2) 参加内容	
参加の目的	
出品商品名等 及び P R ポイント	

様式第 3 号（第 8 条関係）

収支予算書

1 収入の内訳

区 分	金額（円）	備 考
自己資金		
境港市補助金		
計		

2 支出の内訳

内 容	事業費 （円）	うち補助対象経費 （円）	備 考
計			

※補助対象経費の金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記入すること。
※収入の内訳の「金額の欄」の計と、支出の内訳の「うち補助対象経費の欄」の計が一致すること。

様式第 4 号（第 8 条及び第11条関係）

境港市税の納付状況調査同意書

境港市長 様

境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第 4 条第 2 号に該当するか否かを確認するため、下記申請者名義の境港市税の納付状況について、境港市が調査することに同意します。

【申請者】

		年	月	日
住所 (会社にあつては、所在地)				印
氏名 (会社にあつては、名称及び代表者氏名)				

※本書は、境港市国内商談会等参加支援補助金のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第 5 号（第 8 条及び第11条関係）

住民基本台帳の登録状況調査同意書

境港市長 様

境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第 4 条第 1 号に該当するか否かを確認するため、私の住民基本台帳の登録状況について、境港市が調査することに同意します。

		年 月 日
住 所		印
氏 名		

※本書は、境港市国内商談会等参加支援補助金のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

様

境港市長 印

境港市国内商談会等参加支援補助金補助対象者指定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助対象者の指定については、次のとおり指定することに決定しましたので、境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 境港市国内商談会等参加支援事業
- 2 参加する国内商談会等

名 称	
開催場所	
開催日程	

- 3 指定の条件
- 境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）及び境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

境港市長 様

補助事業者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

境港市国内商談会等参加支援補助金補助対象者指定辞退届

年 月 日付け 第 号をもって決定を受けた補助対象者の指定について辞退したいので、境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 補助事業の名称 境港市国内商談会等参加支援事業
- 2 指定を辞退する理由

年 月 日

境港市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

境港市国内商談会等参加支援補助金補助対象者指定変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって決定を受けた補助対象者の指定について、次のとおり補助対象経費に変更が生じたので、境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第10条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称 境港市国内商談会等参加支援事業
- 2 変更後の補助対象経費の内容
別紙のとおり

(別紙)

収支予算書

1 収入の内訳

区 分	金額（円）	備 考
自己資金		
境港市補助金		
計		

2 支出の内訳

内 容	事業費 （円）	うち補助対象経費 （円）	備 考
計			

※補助対象経費の金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記入すること。

※収入の内訳の「金額の欄」の計と、支出の内訳の「うち補助対象経費の欄」の計が一致すること。

年 月 日

様

境港市長



境港市国内商談会等参加支援補助金補助対象者指定変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました補助対象者の指定については、次のとおり変更承認することに決定しましたので、境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称 境港市国内商談会等参加支援事業

2 変更承認する内容

境港市国内商談会等参加支援補助金補助対象者指定変更承認申請書に記載のとおり

年 月 日

境港市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

境港市国内商談会等参加支援補助金交付申請書

年度において、次のとおり境港市国内商談会等参加支援補助金の交付を受けたいので、境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

1 補助事業の名称 境港市国内商談会等参加支援事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

（1）事業報告書（様式第11号）

（2）収支決算書（様式第12号）

（3）国内商談会等への参加状況が分かる写真等

（4）補助対象経費に係る領収書等の写し

（5）境港市税の納付状況調査同意書（様式第4号）

（6）住民基本台帳の登録状況調査同意書（様式第5号。個人の場合）

（7）役員等名簿（様式第13号）

事業報告書

(1) 国内商談会等の概要		
名 称		
開催場所		
開催日程		
そ の 他	<u>※複数の事業者が共同で参加した場合は、この欄に他の参加事業者を記載してください。</u>	

(2) 参加の成果		
小間来場者		人
商談件数等	相談件数	件
	うち成立件数	件
	交渉中件数	件
課題及び 今後の 取り組み		

収支決算書

1 収入の内訳

区 分	金額（円）	備 考
自己資金		
境港市補助金		
計		

2 支出の内訳

内 容	事業費 （円）	うち補助対象経費 （円）	備 考
計			

※補助対象経費の金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記入すること。

※収入の内訳の「金額の欄」の計と、支出の内訳の「うち補助対象経費の欄」の計が一致すること。

様式第13号（第11条関係）

役 員 等 名 簿

名称又は会社名		
住所又は所在地		
役 職 名 等	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日

備考

- 1 役員等（会社にあつては非常勤を含む役員、個人にあつては当該個人）の氏名、生年月日を記載してください。
- 2 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報、が、境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第4条第3号に該当するか否かの確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- 3 この名簿は、2に掲げる要件の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第4条第3号に該当するか否かを確認するため、境港警察署へ照会されることに役員等を代表して同意します。

代表者職氏名



年 月 日

様

境港市長



境港市国内商談会等参加支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました境港市国内商談会等参加支援補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称 境港市国内商談会等参加支援事業

2 交付決定額 円
（算定基準額 円）

3 交付の条件

境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）及び境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第15号（第14条関係）

境港市国内商談会等参加支援補助金支払請求書

一金 円

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった境港市国内商談会等参加支援補助金について、境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

補助事業の名称	境港市国内商談会等参加支援事業
交付決定額	円

年 月 日

境港市長 様

補助事業者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

<振込口座>

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店名							支店 出張所 支所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号							
口座名義	(フリガナ)								

年 月 日

境港市長 様

補助事業者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

境港市国内商談会等参加支援補助金に係る商談状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあつた境港市国内商談会等参加支援補助金に係る商談状況について、境港市国内商談会等参加支援補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

記

国内商談会等の名称	
開催日程	
報告時点 (いずれかに✓をつけること)	☐ 中間報告（開催日から3か月後） ☐ 最終報告（開催日から6か月後）
成立商談件数	件
成立金額（累計）	円
新たな取引先と その状況など	